

各発生段階における本市の対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」及び県の対処方針を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

1 未発生期

発生状況：

- 1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- 2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国等と緊密に連携するとともに、サーベイランスの実施を通じての、情報収集。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1)危機管理組織（実施体制）

(1)-1 市行動計画等の作成・見直し

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、市行動計画及び業務継続計画を必要に応じて見直していく。(情報班)

(1)-2 体制の整備及び国・県等との連携強化

新型インフルエンザ等対策本部員会議を開催し、各部門の認識の共有化を図るとともに連携を強化し、一体となった対策を推進する。(全部署)

新型インフルエンザ等の発生に備え、発生時の業務継続について検討を進め、大府市業務継続計画(BCP)「新型インフルエンザ等対応編」の随時見直しを行う。(情報班、全部署)

国、県、指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認を行い、訓練を実施する。(情報班、全部署)

署)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

国等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。(情報班)

(2)-2 通常のサーベイランス

人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、県の実施する感染症発生動向調査や国等から、流行しているウイルスの性状の情報を収集する。(情報班)

県の把握するインフルエンザによる入院患者の発生動向等の状況を把握する。(情報班)

学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(学校教育班、情報班)

(2)-3調査

新型インフルエンザ等の市内発生時に、県が実施する積極的疫学調査に協力できるよう、県等との連携等の体制整備を図る。(情報班)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 継続的な情報提供

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ等を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(広報班、関係各部署)

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(情報班、関係各部署)

新型インフルエンザ等の発生段階ごとの市民への情報提供内容や媒体の検討を行う。(広報班、関係各部署)

- ・市広報、記者発表等
- ・市ホームページ、メールマガジン等

市民からの相談に応じるため、本市の相談窓口の設置を準備する。(救護班)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

本市、学校及び市内事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、発生国からの帰国者又は患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。(学校教育班、物資調達班)

(4)-1-2 地域対策・職場対策の情報収集

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るために必要な情報の収集を行う。(情報班、関係各部署)

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 基準に該当する事業者の登録

特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等について、国が示

す登録要領に基づき、事業者への周知に協力する。(情報班)

(4)-2-2 接種体制の構築

(4)-2-2-1 特定接種

本市職員等に対し、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう接種体制を構築する。(救護班、職員班)

(4)-2-2-2 住民接種

国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制を構築する。(救護班)

円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。(救護班)

速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、知多郡医師会、大府市医師団、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(救護班、学校教育班)

(4)-2-3 情報提供

本市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解を促進する。(広報班、関係各部署)

(5) 医療

(5)-1 地域医療体制の整備

市内の、医師会、薬剤師会、医療機関、警察、消防、地域の関係者等と密接に連携を図りながら、県が行う地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に対し、必要に応じて協力する。(救護班)

(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保

県が行う、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握に協力する。（救護班、消防班）

県が行う、社会福祉施設等の入所施設における、集団感染が発生した場合の医療提供の方法の検討に協力する。（救護班）

最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を消防署において進める。（消防班）

(5)-3 手引き等の周知、訓練等

国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引きを医療機関に周知する。（救護班）

国・県が行う医療従事者等に対する研修や訓練への積極的な参加を促す。（救護班）

(5)-4 医療資器材の整備

必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。（救護班）

(6) 社会・経済機能の維持

(6)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決定する。（福祉班）

(6)-2 火葬能力等の把握

県が実施する、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備に関して、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討に協力する。（衛生班）

(6)-3 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または必要に応じ、施設及び設備を整備等する。（救護班）